

参考資料

計画策定に関する資料

■策定の経緯

実施時期	手続き	備考
平成23年7月15日 ～平成23年7月29日	第1回 市民アンケート調査	
平成23年11月1日	第1回 策定委員会	
平成24年2月22日	第2回 策定委員会	
平成24年2月16日 ～平成24年3月9日	第2回 市民アンケート調査（地区別）	
平成24年2月23日	都市計画審議会への中間報告	
平成24年8月21日	第1回 地域別懇談会（鴨島地域）	
平成24年8月23日	第1回 地域別懇談会（川島地域）	
平成24年8月24日	第1回 地域別懇談会（山川・美郷地域）	
平成24年9月28日	意見交換会（商工会）	
平成24年10月3日	第2回 地域別懇談会（鴨島地域）	
平成24年10月4日	第2回 地域別懇談会（山川・美郷地域）	
平成24年10月5日	第2回 地域別懇談会（川島地域）	
平成24年11月19日	第3回 策定委員会	
平成24年12月21日 ～平成25年1月21日	パブリックコメント	
平成25年1月28日	第4回 策定委員会	
平成25年2月4日	都市計画審議会への報告	
平成25年3月13日	市議会への報告	



策定のフロー



▲地域別懇談会（鴨島地域）



▲地域別懇談会（川島地域）



▲地域別懇談会（山川・美郷地域）



▲意見交換会（商工会）



▲策定委員会（第1回）



▲策定委員会（第4回）

■吉野川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要項

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に当たり、本市の将来都市像及び都市づくりの形成に関する総合的な検討を図るため、吉野川市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、都市計画マスタープランの策定に係る調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の代表者又は関係団体から推薦を受けた者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から都市計画マスタープランの策定された日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、策定委員会において調査及び検討した結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、都市計画住宅課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年 8月16日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、都市計画マスタープランの策定された日に、その効力を失う。

■吉野川市都市計画マスタープラン策定委員名簿

(敬称略)

設置要綱第3条第2項の区分			氏名	所属等	備考
1	1号委員	学識経験を有する者	近藤 光男	徳島大学大学院教授	
2	2号委員	市議会議員	枝澤 幹太	市議会議員	
3	2号委員	〃	栞原 五男	市議会議員	
4	3号委員	関係行政機関の職員	仁木 弘 (延 良朗)	徳島県都市計画課長	
5	4号委員	関係団体の代表者又は関係団体から推薦を受けた者	川村 修	J A麻植郡理事・参事	
6	4号委員	〃	川眞田 博敏	吉野川商工会議所副会頭	
7	4号委員	〃	喜島 寧子	吉野川市婦人団体連合会副会長	
8	4号委員	〃	市原 恭子	吉野川市子育て応援団副団長	
9	4号委員	〃	阿部 三郎	吉野川市農業委員会会長	
10	4号委員	〃	重本 清	吉野川市老人クラブ連合会会長	
11	4号委員	〃	藤野井 昭仁	吉野川市PTA連合会会長	

※氏名欄の（ ）書きは、平成23年度

用語解説

【あ行】

NPO	「Non Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体。
延焼遮断帯	火事が火元から他へ燃え広がることを防ぐための広幅員の道路、緑地など。市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のこと。
オープンスペース	公園・広場等、建物が建っていない土地や敷地内の空地。
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される看板、立看板、広告塔、広告板又は建物等に掲出、表示されたもの。

【か行】

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。敷地面積は0.25haを標準としている（都市公園法施行令第2条）。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をまとめて処理する浄化槽であり、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
行政区域	行政区域とは市町村等の土地として管轄する地域を指す。本市の行政区域は吉野川市域の144.19km ² である。
協働	市民、企業、行政等の複数の主体が目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。
区域区分	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること（都市計画法第7条）。いわゆる「線引き」のことを示す。
景観作物	農業生産を目的とするだけでなく、地域の景観向上に寄与する作物。
公共公益施設	公共の用に供される、道路、広場、公園、緑地、水路等の「公共施設」、小学校、中学校、官公庁、図書館、公民館等の「公益施設」（または公共的施設）のことを示す。
交通結節点	様々な異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）が交わる地点。

交流人口	通勤や通学、観光、レジャー等を目的に、その地域を訪れる人口のことを示す。また、その地域に住む人口を定住人口と言い、まちづくりには、これら定住人口と交流人口の両方に着目することが重要である。
国勢調査	人口・世帯等の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査。日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに実施。

【さ行】

細街路	日常生活や緊急車両の通行に支障をきたすおそれのある道幅が4 m未満の狭い道路（狹隘道路）。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（都市計画法第7条）。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域（都市計画法第7条）。
市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市計画法、都市再開発法に基づく建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業（都市再開発法第2条）。
自主防災組織	自らが生活している地域の防災のため、火災時の初期消火や住民の避難誘導等を行う地域住民による任意の防災組織。
指定管理者制度	公共施設等の管理・運営を営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループ等の法人や団体が包括的に代行できる制度。
集約型都市構造	都市の無秩序な拡大を防止し、商業、業務施設等の都市機能の集積や公共交通等を活かした集約拠点の形成等により、コンパクトな市街地を形成した都市構造。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源を可能な限り抑制し、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。
水源涵養	雨水等を吸収し、水源の枯渇を防ぐことをいう。森林は、雨水等の地下浸透を促進し地下滞留水の増加を図る効果があり、森林の利水機能の発揮によって洪水調節効果、渇水緩和効果が図られる。
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう（生物多様性基本法第2条）。
ゾーン	まちづくりなどにおいて、空間を用途や機能に応じて区分した範囲のこと。

【た行】

耐震化	建築物や道路、水道管等のライフラインに対して、地震時に大きな被害を受けないように補強を行うこと。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、地方自治体が、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設の配置等から、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画で、建物用途、建ぺい率、容積率、高さ等を定めることができる。都市計画区域において定めることができ、用途地域が定められていない区域も含まれる。
低利用地	周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い土地。
低炭素社会	気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会（21世紀環境立国戦略（2007年閣議決定）より）をいう。
都市機能	都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育等の諸活動によって担われるもの。
都市計画区域	機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域（都市計画法第5条）。
都市計画公園	良好な都市環境の形成や市民の憩いの場として都市計画で定めた公園。
都市計画提案制度	土地所有者等が都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度（都市計画法第21条の2）。
都市計画道路	快適な都市活動や良好な市街地環境を形成するため配置される都市の骨格となる都市計画決定した道路。
都市計画法	都市の無秩序な開発を防止し、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画の内容や手続、土地利用等の制限、都市計画事業等を定めた法律。
都市構造	都市の骨格的な自然要素や土地利用をもとに、都市機能の配置の概念を表したもの。
都市的土地利用	住宅地、商業、工業地等、市街地として利用されている土地の利用形態。

土地区画整理事業	一定の範囲で道路や公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用増進を図るために行われるものであり、宅地の区画形状を整えることにより、土地の利用価値を高め、安全で快適な市街地の形成を図る事業。
-----------------	---

【な行】

内水被害	川が増水して水位が上昇するため堤内地（堤防により洪水から守られている土地）に降った雨が自然に川へ排水できなくなるため、堤内地の水路があふれ出したり、下水道のマンホールの蓋から下水が噴き出したりする内水氾濫による被害。
南海トラフの巨大地震	静岡県の駿河湾から九州沖に延びる海底のくぼみ「南海トラフ」の一角を震源域とする地震。

【は行】

パブリックコメント	行政が基本的な方針に係る計画等を策定するにあたり、案を提示して広く市民に意見を求める手続き。
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をする上で障害となる段差等の物理的障害及び心理的障害を取り除いた環境。
PDCA サイクル	Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価・検証） - Action（見直し・改善）というサイクルにより進行を管理するシステム。
防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、建築物の構造等を規制するもの。
ボランティア	自発的に社会奉仕活動などに無報酬で参加する人を示す言葉。活動することを含め全般を示す場合もある。

【ま行】

まちなか居住	交通の便がよく、商業・文化・医療・教育施設等が充実した都心部等に居住すること。
未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地。

【や行】

用途地域	市街地における建築物の用途等を規制することで、住居、商業、工業等の良好な市街地環境の形成を目指すため指定する地域。
-------------	---

【ら行】

ライフライン	電力・ガス・上下水等の供給・処理施設、電話等の通信施設、道路・鉄道等の交通施設等。現代の都市的な生活を送るうえで、地域の「生命線」としてなくてはならないもの。
---------------	---

吉野川市都市計画マスタープラン

平成25年3月